

令和7年度 第1回 県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会 会議記録

日 時 令和7年5月22日（木） 午前10時00分から午前11時30分まで

会 場 サニープレイス座間3階 多目的室

出席者 協議会委員21人（内1名代理出席）

及川 満（会長） 二ノ宮 要子（副会長）

- | | | | |
|---------|--------|------------|--------|
| ・宮本 隆 | ・榮 芳朗 | ・深沢 修 | ・畑中 靖敏 |
| ・小久保 恭子 | ・鈴木 孝幸 | ・岩澤 紀子 | ・西海 幸弘 |
| ・中島 千加子 | ・川島 哲 | ・皆川 濟 | ・天利 聡子 |
| ・加藤 利男 | ・小嶋 光行 | ・越地 稔 | ・河村 尚子 |
| ・金井 信高 | ・森下 文章 | ・山田 亮太（代理） | |

1 開会：事務局（座間市福祉部長寿支援課）

○委員紹介（代理委員、欠席委員）

○委員27人中21人の出席により過半数を超えているため、会議の成立を確認

○一般傍聴者 1人

○資料の確認

2 議題

(1) 正副会長の選出について

○会長：及川 満氏（座間市）、副会長：二ノ宮 要子氏（綾瀬市）を選出

○会長、副会長あいさつ

○要綱第6条の規定により、以後の議長は及川会長

(2) 実施主体からの申請書に対する協議

（更新登録1件、変更登録1件、軽微な変更1件）

①特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ キャリージョイ（更新登録）

○厚木市担当者から資料1により更新登録申請の概要について説明

—質疑—

○前回の登録から今日までにおいて、交通事故等があったか

（神奈川運輸支局職員）

⇒事故はなし（実施主体）

○運転手の違反状況について（神奈川運輸支局職員）

⇒違反はなし（実施主体）

○苦情等は寄せられているか（神奈川運輸支局職員）

⇒利用者自身が若いため、若い運転手を希望したいとの要望あり。しかし若い運転手はいないため、本件連絡があった際に担当していた運転手以外の者が行くようにした。（実施主体）

⇒車椅子の押し方が少し乱暴であったとの声あり。該当日に担当した運転手以外の者が行くようにしている。（実施主体）

—協議成立—

②社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会（対価の変更）

○海老名市担当者から資料2により変更登録申請の概要について説明

○実施主体から対価の変更詳細について説明

○実施主体より事前の質問事項について説明

○A地区（柏ヶ谷）からB地区（国分北）への移動について、新料金だと800円と設定されているのはなぜか

⇒国分北から柏ヶ谷の湘陽かしわ台病院まで3kmの距離があり、タクシーだと2,200円かかる。800円だと利用者の負担も少ないと考え決定した。（実施主体）

○A地区（上郷）からC地区（社家）への移動について、新料金だと1,300円と設定されているのはなぜか

⇒実際の距離にすると5kmあり、タクシーだと3,000円かかる。そこを新料金1,300円で承りたいと考えている。（実施主体）

○河原口から厚木市への移動について、新料金だと1,600円だが、厚木市の橋を越えるだけで1,600円なのか

⇒河原口から厚木市立病院まで3kmの距離がある。3kmの距離だとタクシーで2,200円かかる。新料金は1,600円であるため、利用者の負担は少なくなっているところではある。（実施主体）

○門沢橋から伊勢原への移動について、新料金だと2,000円と設定されているのはなぜか

⇒タクシーだと8kmで4,200円かかる。そこを、2,000円で承りたいと考えている。（実施主体）

○補足

⇒新しい料金設定について、海老名市を6つの日常生活圏域に分け、それを3つにまとめてエリア設定をした。A、B、Cの3つに分け、同じ地区内の移動については、これまでと同じ500円。AからBのようにエリアを跨ぐと800円。AからCのようにエリアを2つ跨ぐと1,300円というような価格設定に変更した。あわせて市外についても、これまで近隣市については800円に設定していたものを1,600円。伊勢原市、相模原市については1,000円と設定していたところを2,000円というふうに、タクシー料金も参考にしながら価格をアップさせた。理由としては、燃料費や車両維持費の高騰、運転手への還元、運転手の不足ということが深刻な問題になっているため、新規活動者の増強、この3点を意識したところで価格をアップさせたい、というものである。(実施主体)

—質疑—

○利用者にとっては負担増になると思われそうですが、その辺はどのように説明をしているのか(市町村職員)

⇒利用者への説明は価格の変更を検討しているというところに留まっており、本日の協議会で承認を受けたら具合的な説明を行っていくところである。説明としては、エリアを越えると今まで500円で利用していたところが数百円アップという形になるが、先ほど挙げた3点の理由を丁寧に説明した上で、一番は運転手への還元、モチベーションの維持というところでこの事業を先永く継続して行くというところを理解いただく。(実施主体)

○利用者としては値段がかなり上がってしまう方が多いのか
(社会貢献を行っているNPO等の代表)

⇒現状の料金設定は、利用者からして「凄く安い」と言われている。また、迎車や待機の料金をいただいていないため、理解いただける金額の範囲と考えている。(実施主体)

○これまでは一律500円だったが、価格の変更によりAからBへの移動の際一律1,300円になっている。距離が近い人、遠い人で差があり利用者は不公平感を感じてないか。なぜ距離制にしなかったのか。(実施団体の代表)

⇒申込の時点でいくら掛かるのか明確にすることで利用者の安心感に繋げたいため、あえて距離ではなく1回いくらと設定した。(実施主体)

—協議成立—

③福祉クラブ生活協同組合（軽微な変更）

○厚木市担当者から資料3により軽微な変更の概要について説明
—協議成立—

(3) 福祉有償運送運営状況等の報告（実績報告14件）

①特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ キャリージョイ

○厚木市担当者から資料4により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

②特定非営利活動法人 ハイテンション

○厚木市担当者から資料5により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

③福祉クラブ生活協同組合（移動サービス W.Co らら・むーぶ厚木）

○厚木市担当者から資料6により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

④一般社団法人 コキア・ジャパン

○厚木市担当者から資料7により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑤特定非営利活動法人 みちびきケア

○厚木市担当者から資料8により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑥社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

○厚木市担当者から資料9により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑦特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ どり〜む

○海老名市担当者から資料10により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑧特定非営利活動法人 おでしえ

○海老名市担当者から資料1 1により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告

—質疑なし—

⑨社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

○実施主体から資料1 2により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑—

○事故について詳細を聞きたい（神奈川運輸支局職員）

⇒運転手の単独事故。利用者送迎後、一度自宅に戻る途中で運転中に脳梗塞を
発症し、駐車場のポールに衝突したという事故。（実施主体）

○本件については、前回協議会にて報告があったが、その後の様子はどうか。（議長）

⇒運転手は3ヶ月入院後、既に退院している。本人より運転手引退の申し出があったため、現在は登録解除となっている。（実施主体）

⑩特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ たすけっと

○実施主体から資料1 3により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑪特定非営利活動法人 おでかけ綾瀬

○実施主体から資料1 4により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑫特定非営利活動法人 歩

○実施主体から資料1 5により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑬社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会

○実施主体から資料1 6により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

⑭社会福祉法人 清川村社会福祉協議

○実施主体から資料1 7により、輸送実績、輸送回数及び事故等について報告
—質疑なし—

—その他意見—

○実績報告にて人数と回数を報告しているところと、人数だけのところ、回数だ

けのところがあり統一する必要があるのではないか（社会貢献を行っているNPO法人等の代表）

⇒今後検討を行う（事務局）

⇒運輸支局へ提出する書式が人数または回数と記載されているためだと思われる（実施団体の代表）

（４） 湘南西部地区の実施主体の変更登録の申請書に対する協議

①特定非営利活動法人 ナスクル（変更登録）

○事務局から資料18により変更登録申請の経緯について説明

—質疑—

○今回、大磯町と厚木市の追加だが、区域を追加する理由は何か（神奈川運輸支局職員）

⇒厚木市の利用者が大和市や藤沢市を通院先として利用したいと相談があり、厚木市の拡大申請を行った。大磯町の利用者が大磯町より西の小田原市などへも通院の際利用したいという相談があり、大磯町の拡大について申請を行った。（実施主体）

○厚木市と大磯町の利用者がいるため区域の拡大を申請したという理解でよろしいか（神奈川運輸支局職員）

⇒はい（実施主体）

○資料の中に愛川町の利用者がいたが愛川町への区域の変更は行わないのか（神奈川運輸支局職員）

⇒当該利用者は一度のみの利用であり、継続して利用していないため申請していない。（実施主体）

—質疑終了—

○実施主体から資料18により変更登録申請の概要について説明

—協議成立—

（５） 県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会設置要綱の改正案について

○事務局から資料19により県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会設置要綱の改正案について説明

—質疑なし—

—協議成立—

(6) その他

○事務局から次回の県央地区福祉有償運送市町村共同運営協議会の開催について説明

3 閉会 副会長